

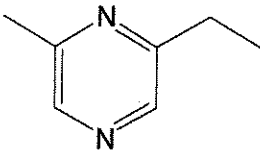
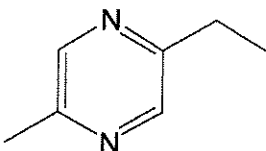
**添加物「2-エチル-6-メチルピラジン」の添加物指定及び規格基準の設定に関する
食品健康影響評価について**

1. 経緯

厚生労働省では、平成14年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における了承事項に従い、①FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、②米国及びEU諸国等で使用が広く認められているものについては、企業等からの要請を待つことなく、指定に向けた検討を開始する方針を示している。

今般、この条件に該当する品目として、添加物「2-エチル-6-メチルピラジン」について評価資料がまとまったことから、食品添加物としての指定等の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 添加物「2-エチル-6-メチルピラジン」について

品目の概要	添加物「2-エチル-6-メチルピラジン」は、2-エチル-6-メチルピラジンと2-エチル-5-メチルピラジンの混合物である。
用途	香料
海外における使用状況	添加物「2-エチル-6-メチルピラジン」は欧米では、焼菓子、ソフト・キャンデー類、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、清涼飲料、肉製品など様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
成分概要	2-エチル-6-メチルピラジン及び2-エチル-5-メチルピラジンは、ポテトチップス、麦芽等の食品中に存在し、また、豚肉等の加熱調理及びカシューナッツ、ココナッツ、コーヒー等の焙煎により生成する成分である。
構造式	 「2-エチル-6-メチルピラジン」  「2-エチル-5-メチルピラジン」

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において添加物「2-エチル-6-メチルピラジン」について、食品添加物としての指定の可否及び規格基準の設定について検討する。